

都内社会福祉法人の理事の状況（令和7年4月1日時点）

- 社会福祉法人現況報告書の「3.当該会計年度の初日における理事の状況」から、「(2)理事の現員」を集計しました。
- 理事は、6名以上置く必要がありますが、評議員の員数以上の理事を置くことはできません。
- 都内の1,051法人のうち、理事を6名置く法人が706法人（67%）、7名置く法人が150法人（14%）となっています。
- 事業区分別に分類すると、「その他」（社会福祉協議会等）に区分される法人は、理事を15名以上置いている割合が高くなっています。
- 収益規模別に分類すると、収益規模の大きい法人ほど、理事の現員数が多い傾向があります。

		法人数	理事 平均数	5名	6名	7名	8名	9名	10名	11名	12名	13名	14名	15名 以上
全法人		1,051	7.0	9	706	150	58	31	29	15	12	7	7	27
事業 区 分 別	保育のみ経営	386	6.2	0	335	34	10	3	2	0	1	1	0	0
	障害のみ経営	193	6.6	3	122	43	11	8	2	3	1	0	0	0
	介護のみ経営	148	6.4	4	107	22	6	3	6	0	0	0	0	0
	複数事業を経営	211	6.9	2	120	36	22	15	9	6	1	0	0	0
	その他	113	10.8	0	22	15	9	2	10	6	9	6	7	27
収 益 規 模 別	5億未満	506	6.6	3	391	62	15	4	6	4	6	4	3	8
	5億以上10億未満	259	7.1	5	166	36	18	7	7	4	3	3	1	9
	10億以上20億未満	149	7.5	1	86	29	9	4	5	2	1	0	3	9
	20億以上30億未満	64	6.9	0	37	13	6	4	3	0	1	0	0	0
	30億以上	73	7.9	0	26	10	10	12	8	5	1	0	0	1

（注）厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。